

「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護」運営規程

特別養護老人ホームおおたわら風花苑

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人邦友会が設置する特別養護老人ホーム おおたわら風花苑指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護(以下、「事業所」という。)が行う、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士及び機能訓練指導員等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」)に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所における指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護者等になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。日々の運営にあたっては、施設運営方針である「人間の尊厳と人間性を尊重する」、「その人らしい生活と生活の質を保障する」、「自立した生活が営めるよう個別支援をおこなう」、「地域とともに歩み、地域と交流し、地域に開放された施設」の方針に基づき、利用者が明るく生きがいのある生活が送れるよう生活の援助に努めるものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種及び員数は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は、従業者及び業務の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の従業者と協議の上、利用者の短期入所生活介護計画を作成する。また、第2号から第7号に掲げる従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行い、第8号に掲げる従業者は必要な事務を行う。

- (1) 管理者 1名(おおたわら風花苑施設長兼務)
- (2) 医師(嘱託) 1名以上(特養兼務)
- (3) 生活相談員 1名以上(特養兼務)
- (4) 看護・介護職員 うち看護職1名以上、介護職員5名以上
- (5) 管理栄養士若しくは栄養士 1名(特養兼務)
- (6) 機能訓練指導員 1名(特養兼務)
- (7) 介護支援専門員 1名(特養兼務)
- (8) 事務職員 1名以上(特養兼務)

(勤務体制の確保)

第4条 事業所の職員の勤務体制は、次のとおりとする。

- (1) 日中は、常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。

- (2) 夜間及び深夜は2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
- (3) 常勤のユニットリーダーを配置する。

(利用定員、ユニットの数及びユニット毎の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は10名とする。

- 2. ユニットの数は1とする。
- 3. 各ユニットの定員は次のとおりとする。

	ユニット名	定員	使 途	階 層
1	けやき	10名	入所	1階
2	いちょう	10名	入所	
3	ざぜんそう	10名	入所	2階
4	あじさい	10名	入所	
5	こぎく	10名	短期入所	
6	やみぞ	10名	入所	3階
7	たかはら	10名	入所	
	計	70名		

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業所の行う指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
 - (2) 機能訓練
 - (3) 健康管理
 - (4) 食事の提供
 - (5) 送迎
 - (6) 栄養管理
 - (7) 口腔衛生の管理
2. 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣の定める告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときはその1割、2割若しくは3割の額とする。
3. その他の費用の額は次のとおりとする。
- (1) レクリエーション・クラブ活動：材料費実費
 - (2) 複写物の交付：1枚につき白黒コピー10円、カラーコピー50円
 - (3) テレビ貸出：1日につき100円
 - (4) 日常生活上必要となる諸費用：実費
4. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の営業実施地域と送迎実施地域)

第7条 事業所の営業実施地域及び送迎実施地域は、大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町、矢板市、さくら市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 事業所は、利用者が指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護のサービスの提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

1. 法人の運営規程に従うこと。
2. 他の利用者の生活様式及び生活習慣を尊重し、社会的規範を守ること。
3. 災害など有事の際は、従業員の指示・指導に従い個人行動を取らないこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の従業者は、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかにご家族に連絡をするとともに、主治医又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講じて管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年度定期的に避難及び救出訓練を実施する。

(感染症防止対策)

第11条 当施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する「感染症防止対策委員会」を3か月に1回定期的に開催しその結果を介護職員及びその他の職員に周知徹底する。ただし、インフルエンザ等の感染症が蔓延することが予期され時期は、必要に応じて随時開催する。

2. 当施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、職員に周知徹底を図る。
3. 介護職員及びその他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための啓発、研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画)

第12条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する入所支援の提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 当施設は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(褥瘡防止対策)

第13条 当施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するため「褥瘡防止対策委員会」を3か月に1回定期的開催しその結果を介護職員及びその他の職員に周知徹底する。ただし、必要に応じて随時開催する。

(事故防止対策)

第14条 当施設は、事故発生防止又は再発防止のため次の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告方法等を記載した「事故防止マニュアル」を整備する。
- (2) 事故が発生した時又は事故に至る危険性が生じて、事故の発生が予想される場合に事態を未然に防ぐため当該事実が報告され、その分析を踏まえた改善策を職員に周知徹底させる体制を構築する。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する啓発、研修を定期的に行う。

(身体拘束)

第15条 当施設では、身体拘束について次の措置を講じる。

- (1) 原則として入居者に対して身体拘束は行わない。ただし、自傷他害などの恐れがある場合など、入居者本人又は他の入居者等の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる緊急やむを得ない場合には、入居者及び入居者の身元引受人に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及びその状況等について記録を記載し、拘束解除に向けた取り組みを行うものとする。
- (2) 身体拘束に関する委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を実施し、普段から人権や安全への意識を高め、資質の向上を図る。

(虐待防止の対策)

第16条 当施設は、入居者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の事項について必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定
・虐待防止に関する責任者：施設長
- (2) 虐待防止のために講じる措置
・施設における高齢者虐待を未然に防止するため、倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底を図ります。
・虐待防止の啓発と普及するための研修を実施して、普段から人権を擁護する意識を深め合わせて職員の資質の向上を図ります。
- (3) 虐待等が発生した場合の対応方法
・速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。
・緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。

(苦情処理)

第17条 当施設は、サービス内容に関する利用者又はその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため窓口を設置し、事実関係の調査及び説明、改善事項その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第18条 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年4回以内
2. 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
3. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人邦友会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年10月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成30年8月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年2月1日から施行する。